

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉Ⅱ-1（対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45929

大臣
かりう

(一)
一。
一
(三)

当得作或空州



党首会談総理発言要領（案）

沖縄返還問題

昭和四四、一〇、一一
アメリカ局北米第一課長

一 基本姿勢

沖縄の祖国復帰という領土問題の解決は、日米友好協力関係の枠内での平和的話し合いによつて行ない、わが国の安全保障の面については、日米安保条約の適用に当り本土と沖縄を差別することなく十分日本の安全を確保し、もつて一九七二年を目標として施政権の返還を実現しうるよう、去る六月愛知外務大臣を米國に派遣して交渉を開始せしめた。

二 交渉の経過

米國も元來領土欲によつて沖縄の施政權を保持していたものではなかつただけに、いよいよ返還を真剣に考えるべきである。本格的懸念に立つて、本格的に交渉に臨んできている。かくして右の外相訪米、ロジャーズ米國務長官の訪日、九月の外相再訪米を通じる交渉において、以下の諸実質問題につき日米ともに解決に向つて努力してきている。

(一) 核兵器の問題は、米側としては日本及び日本を含む極東の安全を確保するための抑止力を有効ならしめるものとして、軍事前にはきわめて重要であるとその必要性を強く主張してきている。日本側は核兵器に対する熾烈な国民感情、これを背景とし

て政府の政策及び本土と沖縄を差別したいとの基本方針を篤と
説明の上、米國がこの日本の事情等を尊重してわが國が十分満
足し、かつ、日本及び日本を含む極東の安全保障の面にも配慮
した解決策を米側を出させるようにしてきている。この問
題は米國にとり国防の基本にもかかわる重要事であるので、ニ
クソン大統領が自ら責任を負つて決断しなくてはならず、なお
解決には時日を要するとみられるが、以上のごとき決意で努力
している。

□ ヴィエトナム戦争の問題については、来る十一月の私の訪米
の時点における米側の国内事情、たとえば仮に返還後も不幸に
して戦争が終つていない場合、返還の翌日からヴィエトナムに

おける活動に支障を来すようでは困るといふ米側の考え方にも理解をもつ必要があらう。今後のパリ和平会議の進行、米軍級兵計画の進展等ヴェトナム情勢は大筋としては和平の方向に動いていることでもあり、わが國の基本的立場たる事前協議制の嚴守及びいかなる場合でも詰否の事前の予約はしないことを貫きつつ、彼我双方にとり納得のできる解決に向つて努力を傾けている次第である。

③ その他米軍の戦闘作戦行動のための基地使用の問題については、事前協議制の適正な運営により、日本及び日本を含む極東の安全保障上に支障をきたすことがないといふことを十分米側に理解せしめ、もつて解決に至るべく努めている。

(四) 以上を通じて日本側の安保条約及び関連取極を本土におけると同様そのまま返還後の沖縄にも適用して、特別取極などを結ぶことなく、いわゆるや世上一部の「核かくし」とか、「自由使用の密約」等のごとき誤った認識にまどわされず、^{正た}堂々と沖縄返還問題を処理するとの目標に近づいていると確信している。

≡ 今後の日米関係の進展

(一) 以上の基本方針により十一月の私の訪米によつて、多年の懸案たる沖縄返還問題の解決が軌道に乗れば、本土、沖縄の一體同胞の満足は勿論、今後の日米関係を鐵石の基礎におくことにならるものと確信する。

(二) 日本及び日本を含む極東の安全保障のため、なお米国の軍事

的プレゼンスが今後も引続き必要なことは言をまたず、一部に
みられる「米軍の存在が緊張を招く」という言説はもとより誤
りであるが、米國も先般来ニクソン大統領が示しているごとく、
十年前とは異なり世界各地での条約上の義務は守るが、地元の
國々が一語になつて責任を食うようではなくては困るとの気持が
ますます強くなつて行くようである。そこでわが國としては、
むしろ一歩を進め、米國をして日本のためになるように動くよ
う仕向けて行くつもりで、今後の日米關係を積極的、能動的に
運用して行くべきであると考えている。すでに時代は進み、一
部の「米國が勝手にその意圖を日本に押しつけて行く」との鑑戒
から脱却するため頭を切り替えて行かねばならぬ段階に入りつ
つあるのである。

四 訪米後の沖縄返還実現のスケジュール

最後に、私の訪米帰国後、百万の沖縄同胞を暖かく祖国の胸に迎えとるため政府は一連の措置をとることとなるが、その内容は

(一) 日米外務当局間の沖縄返還協定作成交渉、(二) これと並行して復帰準備実施のため東京及び現地での日米合議機関による協力（東京では現行の日米協議委員会の活用、現地では日米準備委員会の設立を考えている。）、及び(三) 本土立法令の沖縄適用に当つての暫定措置立法の立案研究である。これらはいずれも相当の期間を要し、しかも地味な大規模な作業が百万の同胞の生活に密着した大問題であり、その解決のためにも是非御協力を要請したい。